

# 小松島市重層的支援体制整備事業実施計画

～我が事・丸ごと地域共生を目指すこまつしま～



令和6年4月(令和7年4月改正)

小松島市

## 目 次

I. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定	1
(1) 小松島市における重層的支援体制整備事業の実施について	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画期間	3
小松島市重層的支援体制整備事業のロードマップ	3
II. 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制	4
(1) 小松島市重層的支援体制整備事業のイメージ	4
(2) 重層的支援体制整備事業実施事業について	6
1. 包括的相談支援事業	6
2. 参加支援事業	8
3. 地域づくり事業	9
4. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	12
5. 多機関協働事業	12
【参考】重層的支援体制整備事業で実施する支援例	15
重層的支援体制整備事業における支援の一例	16
III. 重層的支援体制整備事業における支援会議、重層的支援会議	17
(1) 支援会議	17
(2) 重層的支援会議	17
IV. 支援関係機関間の連携	18
①支援関係機関間の連携	18
②小松島市保健福祉部内における連携	19
V. こまつしまひきこもりプラットフォーム	20
VI. 重層的支援体制整備事業の事業評価・見直しについて	21

# I. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

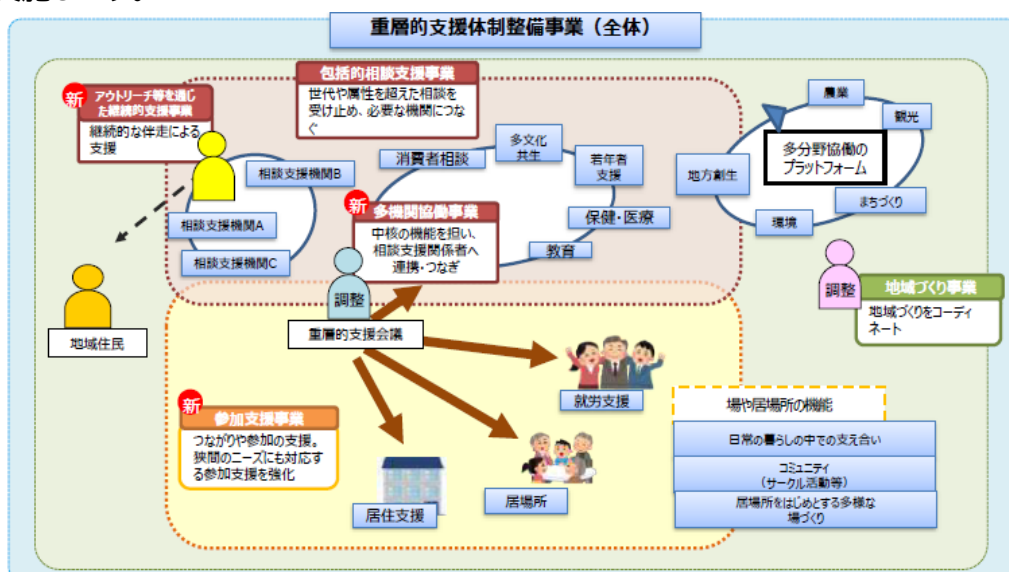
## (1)小松島市における重層的支援体制整備事業の実施について

我が国は少子高齢化の進行や社会情勢の変容により、従来の「血縁」「地縁」「社縁」関係が希薄となり、社会とのつながりをなくし必要な支援が受けられずにいる住民が増加しております。また、住民が抱える課題についても多様化しており、様々な要素がからまりあった複雑で複合的な課題を抱えているケースが多くなっております。そこで、国の制度として令和3年に分野横断的な包括支援を目指し「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本市におきましても例外ではなく、複雑かつ複合的な支援ニーズを抱えた住民やその世帯の増加が課題となっており、既存の高齢・障がい・子ども・生活困窮といった各分野の支援機関だけで支援するのではなく、属性を超えた包括的な支援体制の構築が求められております。

住民一人ひとりが住み慣れた地域でその人らしい暮らしを送れるように、行政・支援関係機関・地域住民等が連携し、人と人、人と社会のつながりを基盤とするセーフティネットを促進、強化するために「重層的支援体制整備事業」に取り組むこととなりました。

今まで取り組んで参りました介護・障がい・子ども・生活困窮の既存の相談支援等の体制は最大限に活かしつつ、小松島市の強みである市と市社会福祉協議会を中心とする連携ネットワークを市全体に拡充し、包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の3本柱である「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。



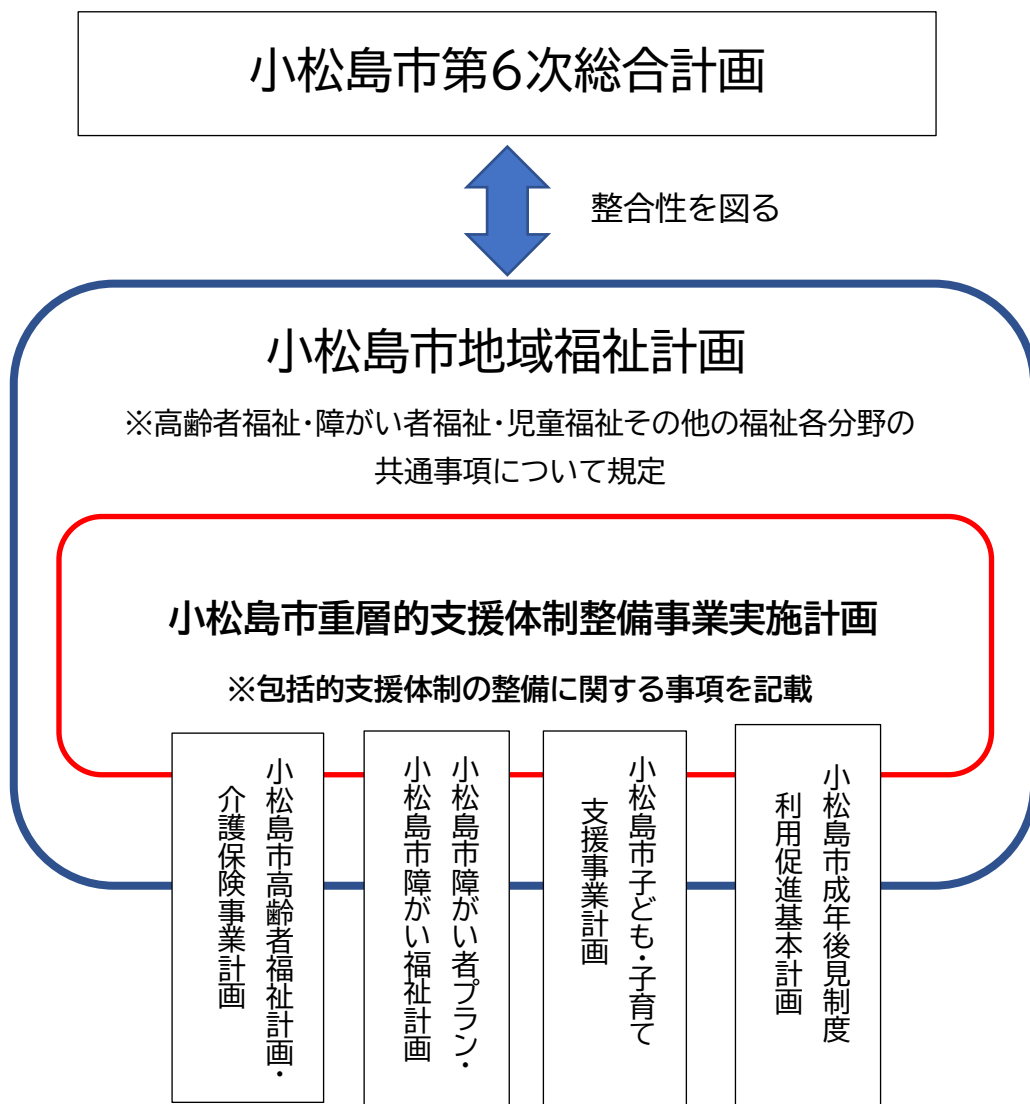
出典:令和4年度重層的支援体制整備事業研修資料(厚生労働省)

## (2)計画の位置付け

本実施計画は、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」であり、本事業を適切かつ効果的に実施するために提供体制に関する事項等を定めた計画です。

本実施計画は、上位計画である「第2期小松島市地域福祉計画」の基本理念に基づき、特に包括的支援体制の整備に関する事項についてより具体的に定めるものです。

また「小松島市第6次総合計画」や個別計画である「小松島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「小松島市障害者プラン・小松島市障害福祉計画」、「小松島市子ども・子育て支援計画」との整合性を図ります。



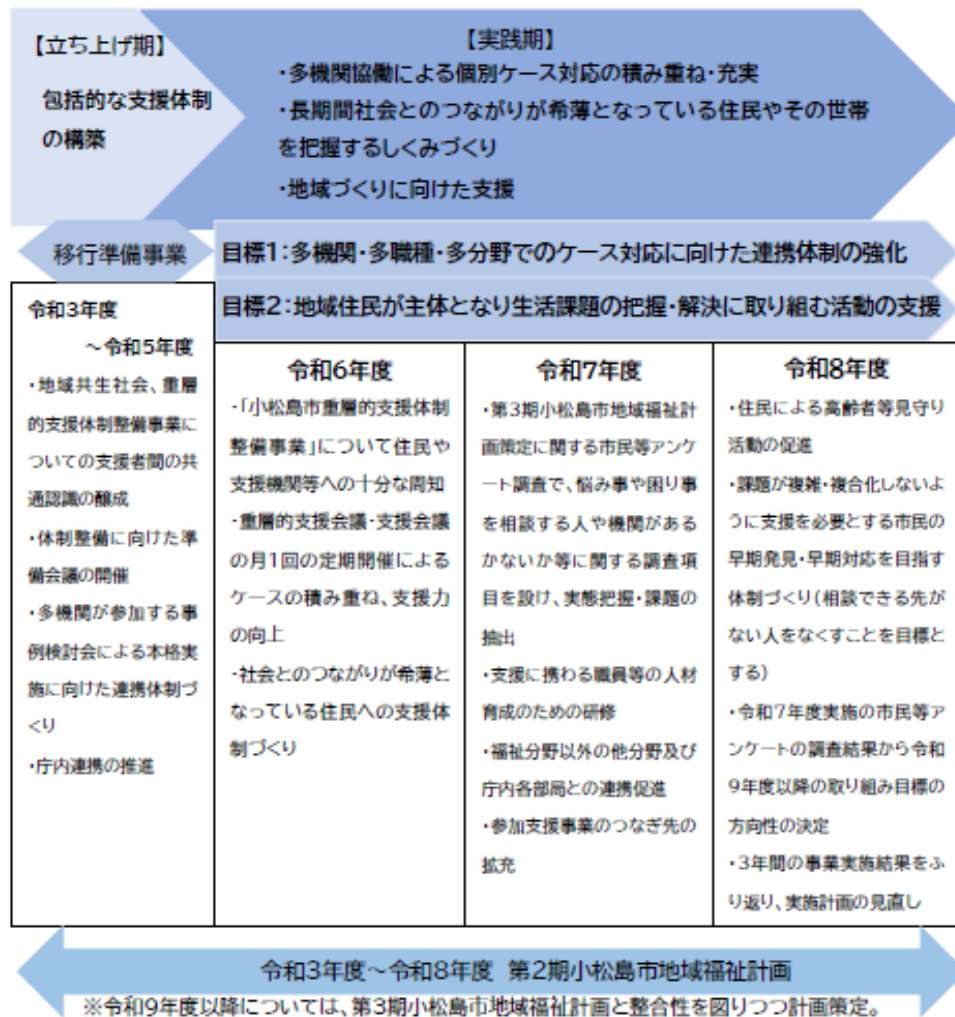
### (3)計画期間

本実施計画の期間は、「第2期小松島市地域福祉計画」に合わせて令和8年度までとし、年度ごとに事業に対する評価を行い、より充実した支援体制の整備に向けて見直し等を行います。(評価・検証については21ページに記載)

【計画期間】

	令和3年度～	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第2期小松島市地域福祉計画	→			
小松島市重層的支援体制整備事業実施計画		→		

#### ■小松島市重層的支援体制整備事業のロードマップ(令和6年度から令和8年度)



## Ⅱ. 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の4第2項の規定に基づく事業です。地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「包括的相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくりに向けた支援事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「多機関協働事業」を一体的に実施するものです。

### 【社会福祉法第106条の4第2項各号に掲げる事業】

社会福祉法 第106条の4第2項		機能	【分野】 事業名	
重層的支援体制整備事業	第1号	イ	包括的相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
		ロ		【障がい】 障がい者相談支援事業
		ハ		【子ども】 利用者支援事業
		ニ		【困窮】 自立相談支援事業
	第2号	参加支援	新規	【全て】 参加支援事業
	第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 地域介護予防活動支援事業
		ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
		ハ		【障がい】 地域活動支援センター事業
		ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
				【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
	第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援	新規	【全て】 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
	第5号	多機関協働	新規	【全て】 多機関協働事業
第6号	支援プランの作成	新規	※第5号多機関協働事業と一体的に実施	

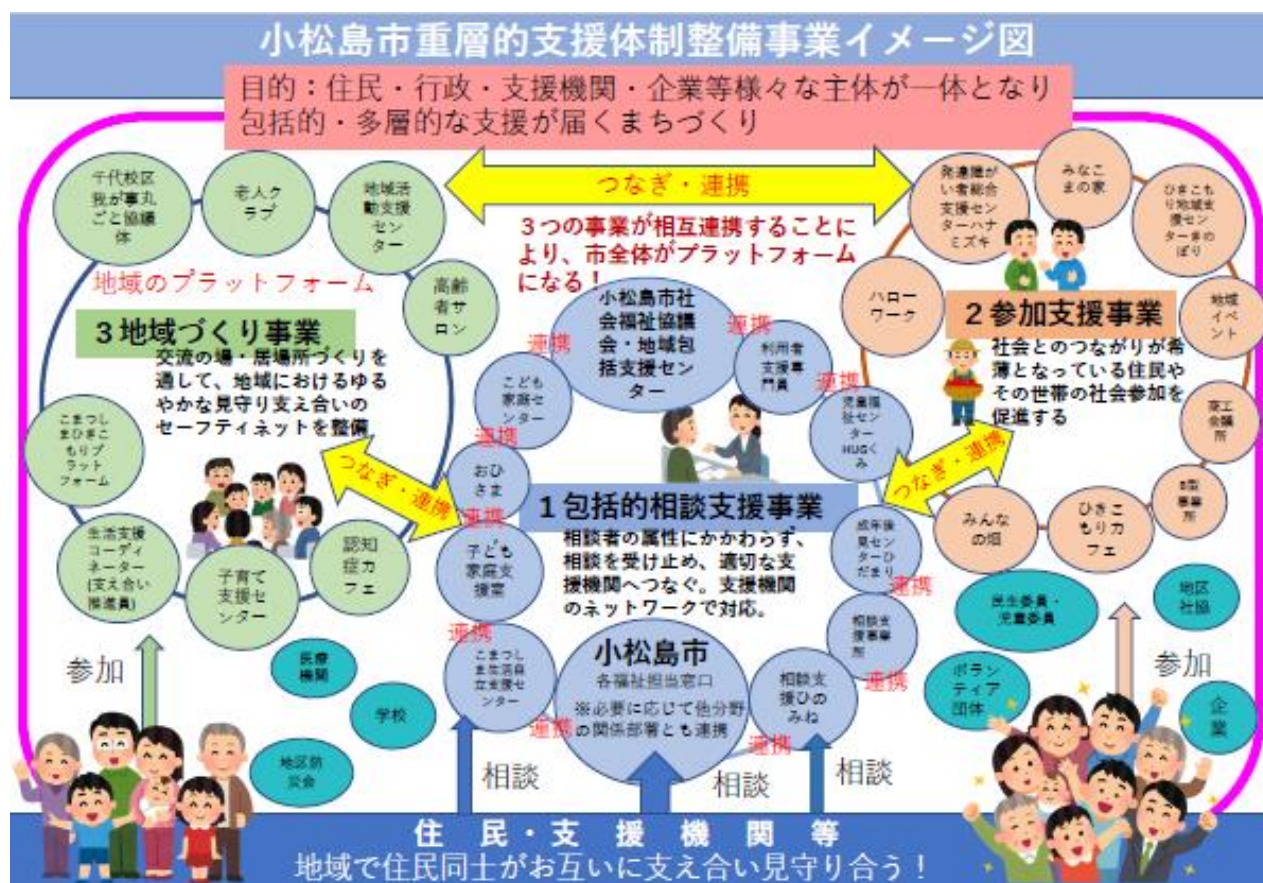
### (1) 小松島市重層的支援体制整備事業のイメージ

小松島市では「重層的支援体制整備事業」について、複数の課題が複雑にからみあっており困っているのに必要な支援機関につながっておらず、支援が受けられないままとなっている住民やその世帯を、取り残されたままにしないために、何層にも重なる網の目(セーフティネット)ですくいあげる支援体制をイメージしています。



まずは、そういった制度の狭間で身動きがとれなくなっている人に誰かが気づくことが重要と考えます。ただし、気づいた人だけが悩んでどうしたらいいか考えることは、時には負担になることもあります。そんな時、「地域にこんな人がいるんだけど困っているのではないかと思う」、「なんとかしてあげたいんだけどどうしたらよいか」と声をあげる場所が市内各地にあれば、その人は適切な支援機関や行政につながるができるかもしれません。

地域にいくつものプラットフォーム(課題を抱えた住民についてみんなで考える場所)が創設されて、市全体が大きなプラットフォームになるような体制づくりを目指して6ページ以降に記載する各事業に取り組みます。



## (2)重層的支援体制整備事業実施事業について

### 1. 包括的相談支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

介護・障がい・子育て・生活困窮分野といった相談者の属性にこだわらず、まずは相談を受け止め、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、相談に対応した支援機関だけでは解決が困難な場合は、適切な相談支援機関等へのつなぎや他分野の相談支援機関等と連携を図りながら、複雑化・複合化した課題を抱える住民を包括的に支援する事業です。本市では、従来の方針別の専門性に基づく相談支援機能はそのまま生かしつつ、複雑・複合的な課題を抱えた住民に対しての相談対応やその支援については、分野横断的に一つのチームとして相談者を支援していく「基本型」として実施します。

#### ○実施内容及び実施体制

##### ア 地域包括支援センター運営事業

分野	高齢
事業内容	高齢者が可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等の支援を行います。
実施形態	委託
実施個所数・実施機関	1か所 小松島市地域包括支援センター
所管課	介護福祉課

##### イ 相談支援事業

分野	障がい
事業内容	障がいのある方やその家族からの相談を受け、障がい福祉に関する情報や専門機関の紹介、福祉サービス等の手続支援などを行います。
実施形態	委託
実施個所数・実施機関	6か所 ・相談支援ひのみね ・相談支援事業所ぱーとなー ・相談支援事業サービスふきのとう ・障害児相談支援事業所めだか ・社会福祉法人徳島県手をつなぐ育成会 ・社会福祉法人徳島県身体障害者連合会
所管課	介護福祉課

## ウ 利用者支援事業

分野	子ども
事業内容	利用者支援専門員が「無園児」をはじめとする配慮を要する子等を養育する保護者の悩み相談や定期的な面談及び育児相談を行い、ご家庭ひと組ひと組を継続的にワンストップでサポートします。また、子育て支援事業を円滑に利用できるよう関係機関との連絡調整をはかりつつ必要に応じて子育てに関するいろいろなお悩みへの相談や助言等を行う事業です。
実施形態・実施方式	直営・基本型(対面またはオンライン形式で実施)
実施個所数・実施機関	2か所 ・子育て応援課 ・児童福祉センター内 子育て応援教室「HUGくみ」
所管課	子育て応援課

分野	子ども
事業内容	主に児童福祉(虐待対応を含む。)の相談等を担当する子ども家庭支援員により相談支援業務を行います。
実施形態・実施方式	直営・こども家庭センター型(児童福祉機能)
実施個所数・実施機関	1か所 こども家庭支援室
所管課	子育て応援課

分野	子ども
事業内容	妊産婦・子育て世帯、こどもに対する相談支援を行い、支援を必要とするこども妊産婦等へのサポートプランの作成と、支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を行います。
実施形態・実施方式	直営・こども家庭センター型
実施個所数・実施機関	1か所 こども家庭センター
所管課	こども家庭センター

分野	子ども
事業内容	妊娠期から子育て期を健やかに安心して過ごせるよう、専任助産師と町担当保健師等が、育児や健康に関する相談支援を行います。また、アプリを活用した相談・情報発信を行い、気軽

	に相談できる体制を整えています。
実施形態・実施方式	直営・こども家庭センター型(母子保健機能)
実施個所数・実施機関	1か所 「おひさま」
所管課	こども家庭センター

## エ 生活困窮者自立相談支援事業

分野	生活困窮
事業内容	生活に困りごとや不安を抱えている方の相談を受けて、相談者の立場にたった具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
実施形態	委託
実施個所数・実施機関	1か所 こまつしま生活自立支援センター
所管課	生活福祉課

## 2. 参加支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

社会とのつながりが希薄となり長期間ひきこもった状態にある住民の社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。既存の参加支援に向けた事業では対応できない本人や世帯の狭間の個別ニーズに対応するため、参加の場や就労の場として地域の社会資源や支援メニューとのマッチングを行うとともに、社会参加の受け皿としてつなぎ先の開拓や拡充に努めます。また、社会参加の場につながった後も、定着支援として一定期間本人及び受け入れ先のフォローアップを行います。

### ○実施内容及び実施体制

実施事業	実施体制
参加支援事業	<p>【支援対象者】 重層的支援会議や支援会議で支援方針を検討することとなった対象者で、参加支援事業の利用が必要と判断された住民(ただし参加支援事業で早期に関わる必要がある場合には、この限りではない)</p> <p>【実施形態】 委託</p> <p>【実施内容】 既存の参加支援に向けた事業では対応できない本人や世帯の個別性の高いニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。</p> <p>【実施機関】 こまつしま生活自立支援センター</p>

	<p>【人員配置】 支援員1名</p> <p>【参加支援連携箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こまつしま生活自立支援センター就労準備支援</li> <li>・みんなの畑</li> <li>・みんなの家みなみ小松島</li> <li>・ひきこもりカフェもしくは当事者おしゃべり会(予定)</li> <li>・徳島県発達障がい者総合支援センター「ハナミズキ」</li> <li>・ひきこもり地域支援センター「きのぼり」</li> <li>・地域活動支援センター（特定非営利活動法人らふしあ）</li> <li>・徳島県南部障がい者就業・生活支援センター「よりそい」</li> <li>・障がい者就労継続支援B型事業所みやま園((福)小松島市手をつなぐ育成会みやま園)</li> <li>・障がい者就労継続支B型事業所しめい(すまいとしごと合同会社)</li> <li>・就労支援センター結(ゆい)</li> <li>・千代校区我が事丸ごと協議体</li> <li>・ハローワーク小松島</li> <li>・小松島商工会議所</li> <li>・小松島市シルバー人材センター ほか</li> </ul>
--	---

### 3. 地域づくり事業(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

「地域づくり事業」とは、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備すること、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、また地域住民を広く対象とした多様な地域活動が生まれやすい環境を整備する事業です。

本市では、住民同士の見守り合い支え合いをベースとするゆるやかなセーフティネットづくり、地域プラットフォームの促進を図るため、住民が主体となる地域活動の活性化や多世代の集いの場、多様な活躍の場づくりを行います。地域住民に身近な圏域である小学校区ごとに、地域の実情に応じた特色ある活動を支援していきます。

#### ○実施内容及び実施体制

##### ア 地域介護予防活動支援事業

分野	高齢
事業内容	年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、住民運営の「通いの場」を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加

	者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。また、介護予防サポーターの養成や活動を支援することで地域活動を支援します。
実施形態	委託
実施個所数・実施機関	1か所 小松島市地域包括支援センター
分野	高齢
事業内容	高齢者の生きがいと健康づくりを促進するため、清掃活動等を通じた地域社会への参加、スポーツ大会等に参加することによる健康増進、交通事故防止のための安全啓発活動等を支援します。ひとり暮らしの高齢者を訪問し、事故や地域からの孤立を防ぎ、高齢者の孤独感の解消を図る友愛活動訪問も実施しています。
実施形態	補助
実施個所数・実施機関	1か所 小松島市老人クラブ連合会
所管課	介護福祉課

#### イ 生活支援体制整備事業

分野	高齢
事業内容	地域住民の生活支援ニーズを把握し、交流・参加・学びの機会を生み出すために「人と人」、「人と居場所」をつなぎ合わせるコーディネートを行う生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置します。
実施形態	委託
実施個所数・実施機関	1か所 小松島市社会福祉協議会
所管課	介護福祉課

#### ウ 地域活動支援センター事業

分野	障がい
事業内容	障がい者等が通い、地域の実情に応じ、創作活動又は生産活動の機会の提供を行い、社会との交流促進を図ります。
実施形態	委託
実施個所数・実施機関	1か所

	特定非営利活動法人らふしあ
所管課	介護福祉課

## エ 地域子育て支援拠点事業

分野	子ども
事業内容	子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点として、親子で楽しめる行事や子育て全般の相談や子育てに関する情報提供など様々な援助活動を行い、子育ての不安感等の緩和、子どもの健やかな育ちを支援します。
実施形態	委託及び直営
実施個所数・実施機関	5か所（委託：4か所、直営：1か所） 【委託】 ・子育て支援センターにこにこ広場（こまつしま健祥会認定こども園） ・子育て支援センターこやすっ子ひろば（こやす認定こども園） ・子育て支援センターもも組・こもも組（花しんばり子ども園） ・子育て支援センタースマイルピア（小松島ショッピングプラザルピア） 【直営】 ・みんなのひろば（さかの認定こども園）
所管課	こども保育課

## オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

分野	生活困窮
事業内容	地域住民が主体となり地域課題の把握やその解決また地域住民のニーズに沿った支援サービスの創出に取り組む事業です。
実施形態	補助
実施個所数・実施機関	1か所 千代校区我が事丸ごと協議体
所管課	介護福祉課



#### 4. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

複雑化・複合化した課題を抱えながらも必要とされる支援が届いていない住民を把握し、本人との信頼関係を築きながら、時間をかけた丁寧な働きかけによる継続的な伴走支援を行います。また、潜在的な対象者を早期に発見できるよう支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりづくりの構築に努め、幅広く地域の情報収集を行います。

##### ○実施内容及び実施体制

実施事業	実施体制
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	【支援対象者】 複雑化・複合化した課題を抱えながらも必要な支援を受けられずにいる住民やその世帯 【実施内容】 地域住民や民生委員・児童委員また地域の支援関係機関等からの相談や情報提供により対象者を把握した場合に、対象者やその家族に丁寧な働きかけを行い、信頼関係及びつながりを構築し、継続的な伴走支援を行います。 【実施形態】 委託 【実施機関】 ・小松島市社会福祉協議会 ・こまつしま生活自立支援センター 【人員配置】 ・小松島市社会福祉協議会 支援員 1名 ・こまつしま生活自立支援センター 支援員 1名

#### 5. 多機関協働事業(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

「多機関協働事業」では、単独の支援関係機関だけでは対応が難しい複雑化・複合化した課題を抱える住民やその世帯について、課題の解きほぐしや支援関係者間の役割分担の調整、支援の方向性の整理を行います。

本市では、多機関協働事業者(小松島市社会福祉協議会)と市が、支援関係機関等から「つなぐシート(※1)」により相談を受けた事案について、多機関で連携し包括的に支援することが必要であると判断した場合は、支援プランを作成し、必要に応じて「重層的支援会議」を開催し、支援関係者間の役割分担のもと適切な支援の推進を図ります。

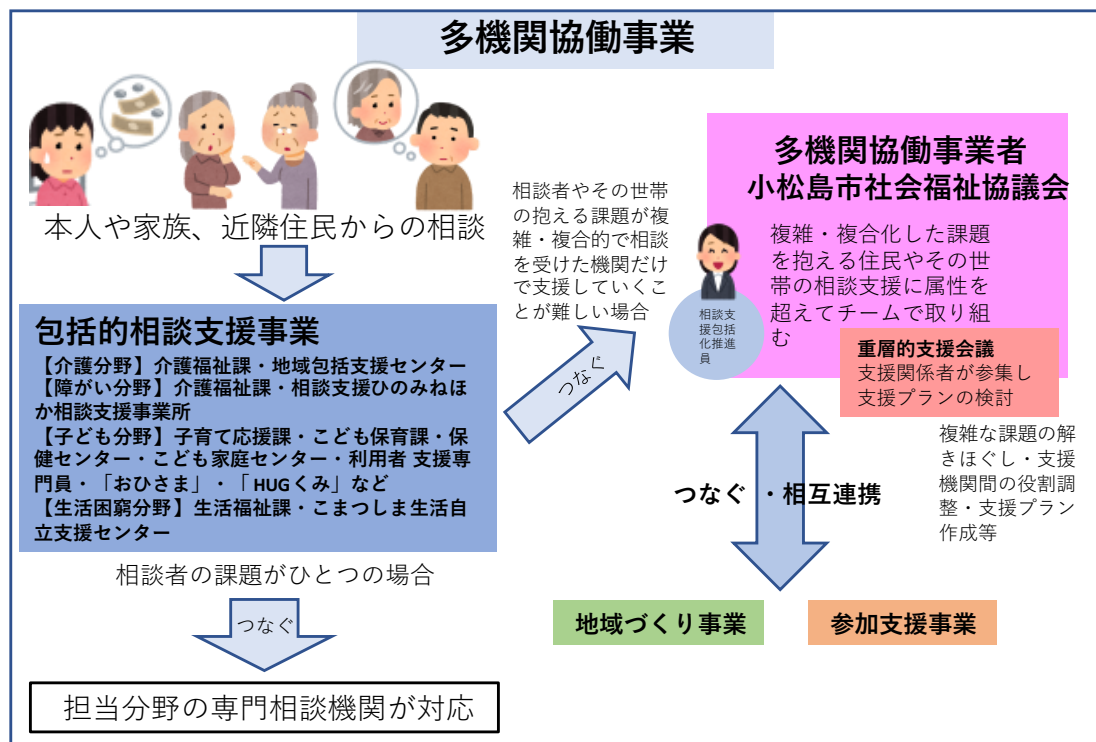
(※1)「つなぐシート」とは・・・相談を受け付けた支援機関が他の窓口を案内する際、本人同意が得られた場合は、その相談内容を記載する「つなぐシート」を活用し他の相談機関へ情報提供を行います。また、複数の分野にまたがる複雑な課題を抱えている住民で、課題

のときほぐしや支援関係機関間の役割分担、支援プランの作成等が必要と考えられる場合は、「つなぐシート」を用いて多機関協働事業者へつなぎます。

○実施内容及び実施体制

実施事業	実施体制
多機関協働事業	<p>【支援対象者】 複雑化・複合化した課題を抱える住民やその世帯</p> <p>【実施内容】 相談支援包括化推進員(※2)を配置し、複雑・複合的課題を抱える住民やその世帯の支援について、支援プランの作成、支援機関間の役割調整、プランの進捗管理等を行います。</p> <p>【実施形態】 委託</p> <p>【実施機関】 小松島市社会福祉協議会</p> <p>【人員配置】 社会福祉協議会社会福祉士1名 相談支援包括化推進員1名 支援員1名</p>

【多機関協働事業イメージ図】

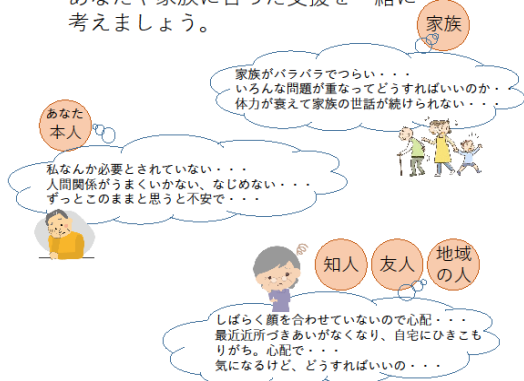


(※2)「相談支援包括化推進員」とは・・・高齢者・障がい者・子ども・子育て世帯など様々な属性の住民を複合的に支援していく必要のあるケースについて、関係支援機関等と連携を図りながら必要な支援をコーディネートする機能を担います。

【相談支援包括化推進員リーフレット】

話を聞かせてください

ひきこもりや8050問題など、いろいろな悩み抱えていますか  
あなたや家族に合った支援と一緒に考えましょう。

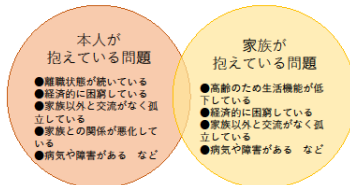


あなたや家族が抱えているさまざまな不安や困りごと。どこに相談すればよいかかわからず、相談できないままになっていませんか。また、相談しても仕方がないとあきらめていませんか。  
あなたの身近にも問題を相談できるさまざまな窓口があります。まず、話を聞かせてください。あなたや家族が抱えている問題を一緒に考えていきましょう。

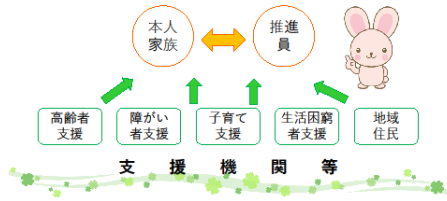
本人や家族が抱える問題が複合的になっています

少子高齢化がすすみ、高齢者だけの世帯やひとり世帯が増加したこと等により、家族や地域の支え合い機能が低下しています。また、離職や経済的問題、社会的孤立などさまざまな問題が複合的に存在し、さらにそれが長期化することで、本人も家族も地域や社会からますます孤立していく状況にあります。

ご存知ですか？「相談支援包括化推進員」



家庭の中で複数の課題を抱えたケースが増加しています。1つの支援機関では解決することが難しい、どこに相談すればいいかわからない場合があります。そこで、高齢者・障がい者・子ども・子育て世代・生活困窮者などを支援するため、相談を受け止めて、各支援機関をつなぐ、コーディネートする役割を担っています。



身近な相談窓口へご相談ください

あなたや家族が抱えるさまざまな問題を相談できる窓口があります。まずは、あなたが相談しやすい身近な窓口へお気軽にご相談ください。

まずは身近な窓口へ

いろいろな問題が重なって「どこに相談すればよいかかわからない」という場合は、まず身近な窓口へ相談ください。こまつしま生活自立支援センターや小松島市社会福祉協議会で相談を受け付けています。この他にも、相談支援のみねや小松島市地域包括支援センターや保健センターなどにご相談いただければ、連携する適切な支援機関へとつなぎます。

- 相談  
窓口では来所または電話などによる相談に応じています。本人はもちろん家族も相談できます。相談料は無料、相談内容の秘密は守られます。
- 支援  
相談内容に応じて適切な対応ができるように関係機関と連携し、本人の状態や意向などを踏まえた目標を設定し、その人に合わせた段階的な支援を行います。家族にも相談員から助言を行うほか、同様の問題を抱える家族との交流の場を設けるなどの支援を行います。

<p><b>社会福祉協議会</b></p> <p>地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活するために、さまざまな機関と連携して支援を行います。</p> <p>電話：0885-33-2255 住所：小松島市横須町11番7号</p>	<p><b>保健センター</b></p> <p>保健センターは、健康相談や保健指導など地域住民に身近な保健サービスを行います。</p> <p>電話：0885-32-3551 住所：小松島市小松島町新港9番地10</p>
<p><b>地域包括支援センター</b></p> <p>保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、地域住民の健康の保持および生活の安定のために介護保険の利用や介護予防などの包括的な支援を行います。</p> <p>電話：0885-33-4040 住所：小松島市横須町11番7号</p>	<p><b>おひさま</b></p> <p>助産師や保健師が妊娠前から子育て中の方に提供する相談に対応し、安心して育児が行えるよう支援を行います。</p> <p>電話：0885-38-7500 住所：小松島市小松島町新港9番地10</p>
<p><b>こまつしま生活自立支援センター</b></p> <p>生活保護にはいたらないが生活が困窮している人に抱えている複合的な課題を解決するための包括的な支援を提供します。</p> <p>電話：0120-783-141 住所：小松島市日開野町字井理守42番地1</p>	<p><b>相談支援のみね</b></p> <p>障がい者・ご家族の地域生活を支援するため、個々のニーズとさまざまな社会資源の間を立ち、福祉サービスの利用援助、社会生活力を高めるための支援・相談及び情報提供を行います。</p> <p>電話：0885-32-0903 住所：小松島市中田町字新開4番地1</p>



## 【参考】重層的支援体制整備事業で実施する支援例

(R1.12.26 厚生労働省地域共生社会推進検討会最終とりまとめ(概要)から抜粋)

### 新たな事業において実施が期待される支援について

#### 家族構成

【夫】  
残業が多い  
中で、家事  
全般を担う

【妻】  
孤独、不登校

【本人】  
持病により入院  
生活

＜本人＞  
Aさん(女性)39歳

＜家族構成＞  
夫40歳、娘10歳

#### ◆支援のきっかけ

- Aさん(本人)は、持病を抱え入院を繰り返している。自身の身の回りのことは何とかできるが、家事などは困難である。
- 夫(40歳)や娘(10歳)に負担をかけていることを心苦しく思い、病院のソーシャルワーカーに相談したことを契機として、新しい事業における相談窓口の支援員につながる。

#### ＜相談の始まり＞

- ・ 支援員がアウトリーチをしながら、Aさんと面接。課題が以下のとおり明らかになる。
  - 夫がAさんの看病や家事全般を担い疲れている。
  - 娘は寂しい思いをしているほか、最近、不登校気味である。
  - Aさん自身も持病を抱え苦しんでいるが、吐露できる人がおらず辛い。

#### ＜相談後すぐに行った支援＞

- ・ Aさんの心のケアや夫の看病疲れの軽減のため、短期のレスパイトケアを提案。
- ・ 各種施設を確認したところ、直ぐに入所できるところがなかったため、支援員から依頼を受けた参加支援の役割を担う法人が、地域で一時生活支援事業を行う法人に施設を制度外で利用できるように依頼し、一時的な入所が実現。この際、Aさんの病状管理のため、医療機関とも連携を図り安心して入所できる体制を構築する。

#### ＜その後の経過＞

- ・ Aさん家族が暮らす地域は、以前から、地域住民同士のつながり作りを目的とした、「場」づくりが活発であり、その場においてAさん家族のことや子どもの孤食が話題となり、子どもも気軽に立ち寄れる食堂を作ることとなる。
- ・ 娘も、放課後に当該食堂を利用するようになる。

#### ＜断らない相談支援の効果＞

- Aさんが一人で抱え込んでいた複合的な課題が、支援員とのやりとりを通じて、解きほぐされ、寄り添った、継続的支援につながる。

#### ＜参加支援の効果＞

- 地域の法人に働きかけを行い、既存の施設を活用して、Aさんのレスパイトケアのニーズに対応したスピーディーな支援を実現。

#### ＜地域づくりに向けた支援の効果＞

- 地域の中で住民のニーズも踏まえた新たな活動が立ち上がり、支え合いの関係性が作られた。
- 課題を有する住民の存在を早期に発見する機能が醸成された。

#### 3つの支援を組み合わせることによる効果

3つの支援が一体的に実施されることにより、Aさん家族や地域において以下のような相乗的な効果がみられた。

- 相談支援はアウトリーチもしながら、世帯全体に関わる複合的な課題を包括的に受け止め、ニーズに対応したスピーディーな支援(参加支援)を提供でき、結果として、課題が深刻化する前に世帯全体を立て直す見通しを立てることができた。
- また、地域づくりに向けた支援を通じて、住民のニーズも踏まえた新たな地域活動が創出され、Aさん家族の課題も地域で早期に受け止められるようになった。

### ひきこもりの相談支援事例

#### 家族構成

【父】  
無職  
年金と不  
動産収入

【母】  
無職

【本人】  
ひきこもり

＜本人＞  
Aさん(男性)51歳

＜家族構成＞  
父79歳

#### 支援のきっかけ

- 地域包括支援センターのケアマネジャーが、新たな事業の連携担当職員に連絡。「父親の担当をしているが、ひきこもっているAさんの存在も気になっている」とのこと。
- ケアマネジャーは、父の体調が悪く近く入院する予定であるため、Aさんのことをどうしたら良いか心配になったとのこと。
- Aさんは無職であるが、父は年金の他に不動産収入があり経済的には困っていない。

#### 支援内容

##### ＜支援開始＞

- 連携担当職員(多機関協働の中核の機能)が、父と面接。また、ケアマネジャーやヘルパーなどから聞き取りを行い、Aさんの状況確認を行う。多機関の支援員等が集まる会議に語りAさんや父へのアプローチ方法を検討。
  - ⇒ 自立相談支援機関がAさんの自宅を定期的に訪問しながら、接点を作ることになる。

##### ＜Aさんへの支援＞

- 最初、自立相談支援機関の支援員は、Aさんと会うことが出来ず、部屋の前に手紙を置いたり、イベントのチラシを置くなどして関わりを継続し、時間をかけて関係を構築。その後、父親の体調が悪化し、入院することがきっかけとなり、Aさんから自立相談支援機関に連絡が入る。
- 自立相談支援機関で面接を行ったところ、Aさんは働きたいという希望はあるものの、長くひきこもっていたため自信が持てないとのこと。そこで、就労準備支援事業を利用し、生活の立て直しから始めることとなる。

##### ＜父親の支援(医療ソーシャルワーカーとの連携)＞

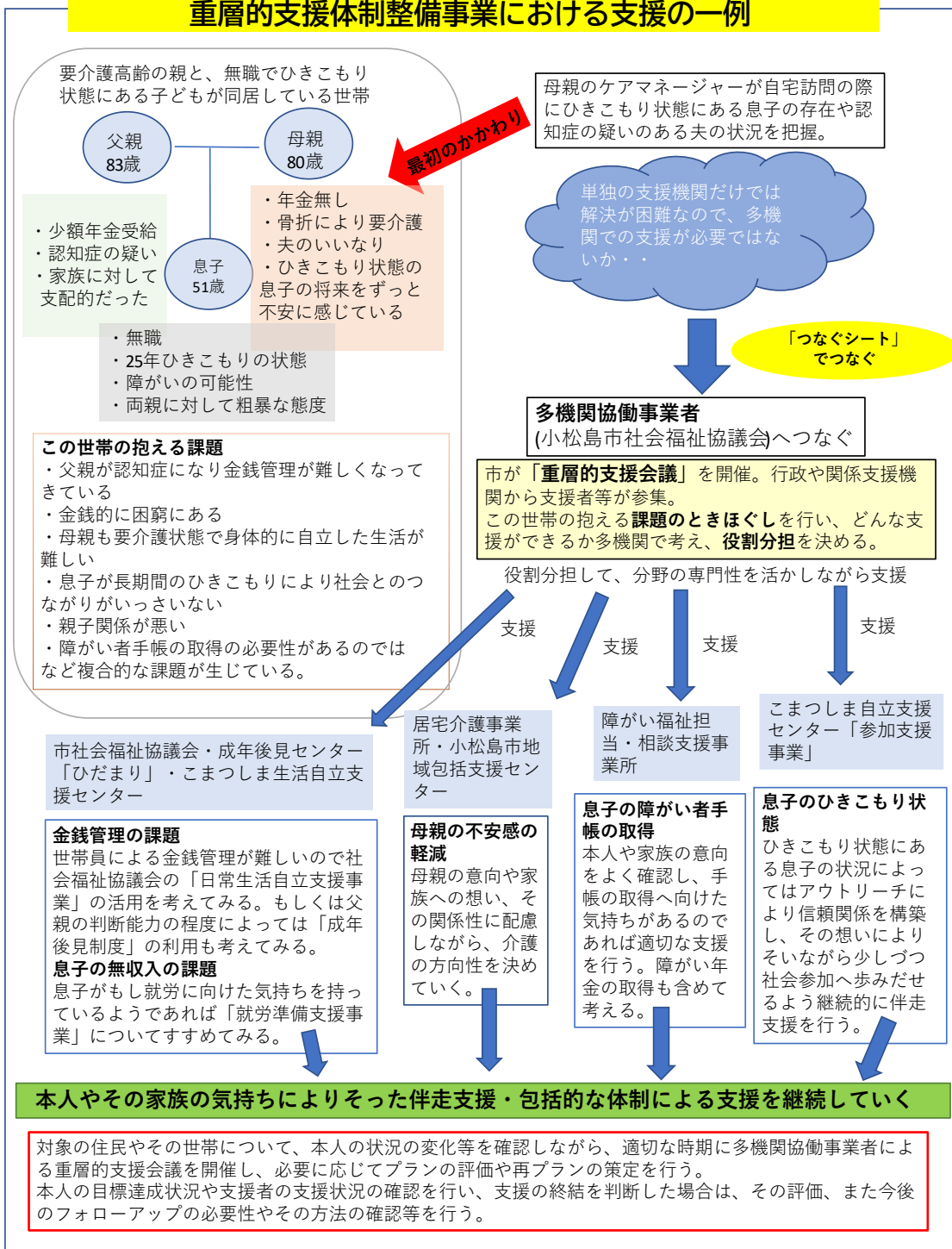
- 父親の退院を見据え、病院の医療ソーシャルワーカーと連携しながら在宅療養の準備を進める。

#### 効果

- 新たな事業の連携担当職員が関わったことにより、世代や属性が異なる高齢の父とひきこもりのAさんの課題を包括的に受け止められた。
- ケアマネジャーは、数年前から自室に閉じこもるAさんの存在に気付いていたが、どのように対応したら良いか分からず長期にわたり困っていた。連携担当職員が関わったことにより、多機関の関係者が連携を図るための総合調整がなされAさんと父親の支援が円滑に進んだ。

※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。

## 重層的支援体制整備事業における支援の一例



### Ⅲ. 重層的支援体制整備事業における支援会議、重層的支援会議

複雑化・複合化した課題を抱えている住民やその世帯の支援については、単独の分野やその支援機関だけで支援をしていくことは難しく、多職種による連携や多分野の支援機関との協働が重要となります。

重層的支援体制整備事業において、円滑な支援の推進を図るため、次の会議を開催します。

#### (1) 支援会議

緊急性があるケースや本人が支援拒否をしているケース等、事案によっては本人の同意が得られない場合があります。そこで、本人に必要な支援体制に関する検討を行うために、社会福祉法第106条の6により法定化された守秘義務のもと設置する会議を「支援会議」と言います。「支援会議」では、支援関係機関が集まり、各機関が把握している情報について情報交換、情報共有等を行い情報の集約化・支援方針や支援機関間の役割分担等の検討を行います。「支援会議」は市が随時に開催し、開催に関する詳細は「小松島市支援会議設置要綱」及び「小松島市重層的支援会議・小松島市支援会議マニュアル」によります。

#### (2) 重層的支援会議

「重層的支援会議」は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるように開催するもので、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議する会議です。

本人の同意を得て、多機関協働事業者(12 ページ参照)と市が開催し、案件に応じた多職種で構成される支援関係機関のメンバーにより多機関協働事業者が作成した支援プランについての適切性を検討します。

各支援機関等が支援プランの役割分担に基づいた支援を行い、プラン終結時等に、支援の経過と成果を評価、支援関係機関の支援を終結するかどうか検討します。

また、支援の検討を通じて個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合は、地域の課題として位置付け、社会資源の開発・創出等に向けた取り組みを検討します。

「重層的支援会議」は、原則月1回の定期開催と緊急性が高い場合等必要に応じて随時に開催します。

「重層的支援会議」の詳細については「小松島市重層的支援会議実施要綱」及び「小松島市重層的支援会議・小松島市支援会議マニュアル」によります。

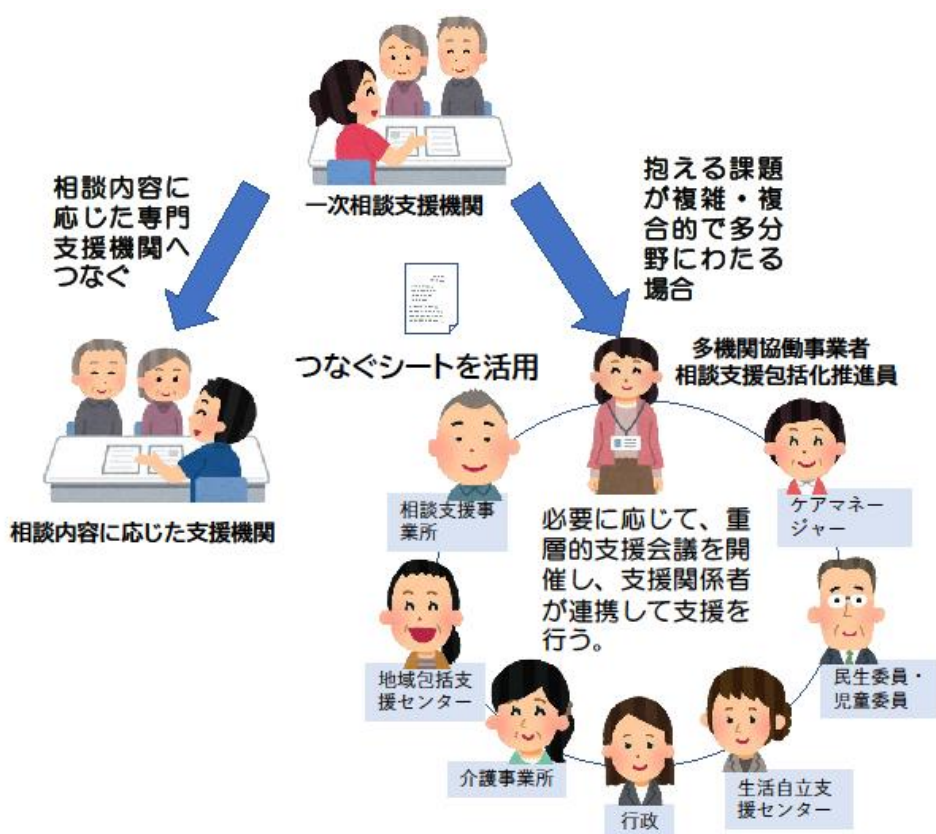
## IV. 支援関係機関間の連携

### ①支援関係機関間の連携

小松島市では、令和3年度より3年間重層的支援体制整備事業の本格実施に向けた移行準備事業に取り組んできました。各支援機関間のスムーズな連携、情報共有が図れるように一次相談支援機関が初期相談内容を記載する「小松島市つなぐシート(12ページ参照)」を作成しました。

各支援機関の相談対応の中で、相談者の抱える課題が様々な分野でからみあっており、他の支援機関と横断的な支援が必要である事情を把握したケースで、相談者本人の同意が得られた場合は、他の支援機関や多機関協働事業者に「小松島市つなぐシート」を活用し、情報共有を行います。

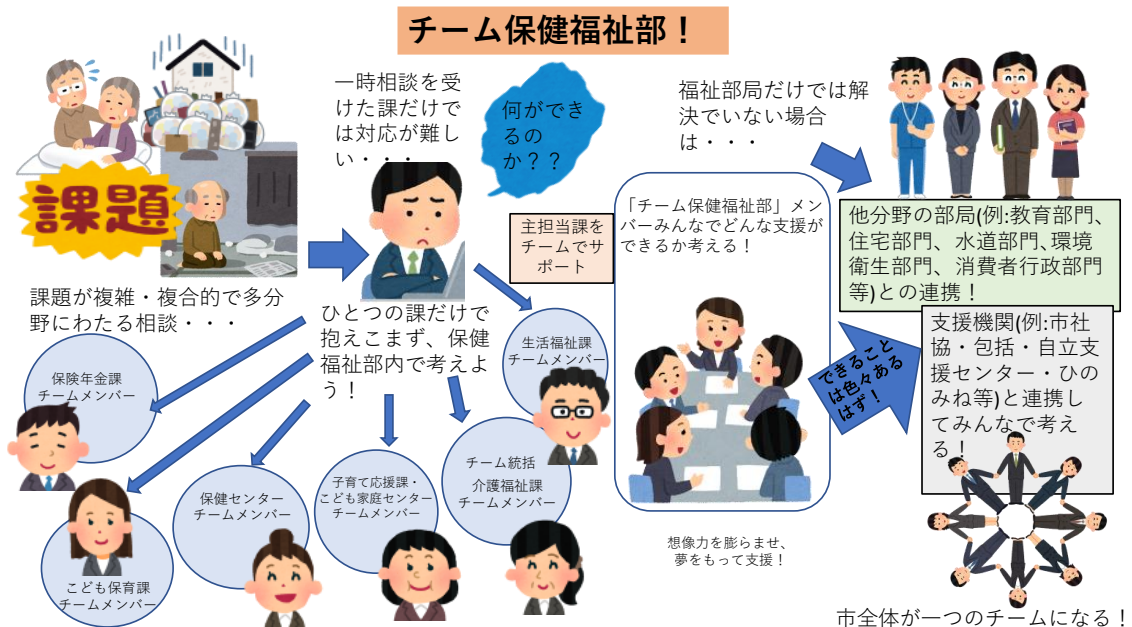
#### 【支援関係機関間の連携イメージ】



## ②小松島市保健福祉部内における連携

小松島市保健福祉部では、介護福祉課、子育て応援課、こども保育課、生活福祉課、保険年金課、保健センター、こども家庭センターの7つの課が、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉、その他の福祉の向上に向けて各分野の支援方針のもと、各種相談事業、サービスの給付等の事業を行っています。

各課窓口でも日々住民の方からの相談に対応しておりますが、分野別の担当課だけでは対応や解決が困難なケースも増加しております。そこで、各課が担当分野という垣根を超えて連携を図り、保健福祉部がチームとなって住民の抱える課題に対応する「チーム保健福祉部」を目指すこととしました。



### チーム保健福祉部の推進体制

【構成メンバー】 保健福祉部各課課長補佐以下担当職員

【チーム保健福祉部支援会議開催時期】

- ①複雑・複合的な困難事例で分野横断的な対応が必要である場合
- ②チーム保健福祉部の体制推進に協議が必要であると考えられる場合

【主催者】 困難事例の担当者もしくは一時相談対応課が関係各課担当者を招集

介護福祉課地域共生社会推進担当が主催者をサポート

【ケース一例】 認知症の父親と要介護2の母親、精神障がいのある息子と小学生の孫娘の4人世帯。小学生の孫娘が祖父母の世話をしている。収入は年金のみ。自宅は一戸建てだが、劣化が激しいため近隣住民は台風等の時に倒壊するのではと不安を持たれている。家族で動物好きのため犬猫の多頭飼い状態。→課題がからみあっているため単一課での支援が困難。

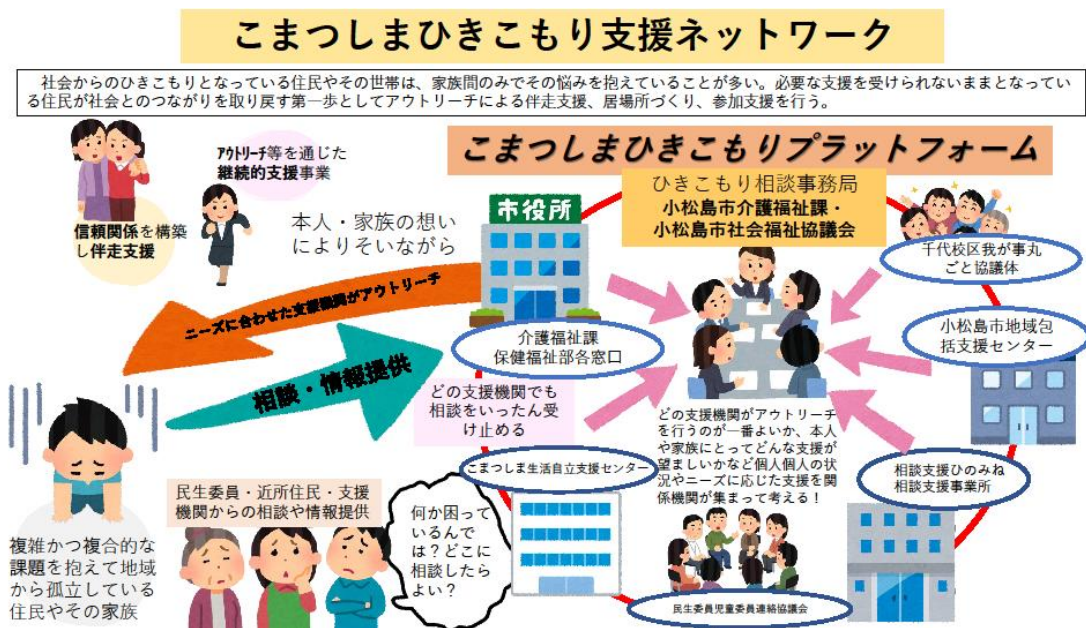
## V. こまつしまひきこもりプラットフォーム

内閣府の令和4年「子ども・若者の意識と生活に関する調査」から15歳～64歳の生産年齢人口において年齢層の2%余りにあたる推計146万人、50人に1人がひきこもり状態であることがわかりました。内閣府が実施した平成27年「若者の生活に関する調査」や平成30年「生活状況に関する調査」の結果と比較して、各年齢層でひきこもり状態にある人が増加しているという結果が示されました。背景として、5人に1人が「新型コロナウイルス感染症の流行」を主な理由の一つとしてあげており、コロナ禍での社会環境の変化が一因であるとうかがわせる結果となったようです。

ひきこもり状態となった理由や状況は、「職場になじめず退職」、「人間関係がうまくいかなかった」等個人ごとに異なると考えられますが、小松島市においてもひきこもり状態にある住民の増加は例外ではなく、各支援関係機関がかかわっている住民の家族の中にも適切な支援機関とつながっておらず支援を受けないまま長期間ひきこもり状態にある住民が潜在していることを把握しております。

小松島市では、ひきこもり状態にある方の支援を重層的支援体制整備事業の中で取り組むべき重要課題としてとらえ、本人やその家族の抱える悩みによりそいながら、社会とのつながりの再構築に向けた新たな一歩を踏み出せるよう支援を行います。

「こまつしまひきこもり支援ネットワーク」の体制構築を図り、アウトリーチによる継続的支援の充実、当事者同士が集える「ひきこもりカフェ」の開設や地域資源を活用した参加しやすい居場所づくり等、行政と支援関係機関がチームとなって取り組みます。また、ひきこもり支援にたずさわる支援者の支援力向上を目指す研修やワークショップ等の開催、住民への周知・広報を通じて地域でひきこもりについて取り組む気運の醸成を図っていきます。



## VI. 重層的支援体制整備事業の事業評価・見直しについて

### PDCA サイクルに基づく事業実施

#### ①地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を反映した事業実施計画の策定

地域住民が抱えている課題を踏まえて、住民や関係機関等と理念や目指すべき方向性について認識の共有化を図り、意見交換を行いながら計画・目標設定を行います。

また、計画については公表し、住民等への周知に努めます。

#### ②計画に基づく事業の実施

計画に基づいた事業実施に努めます。

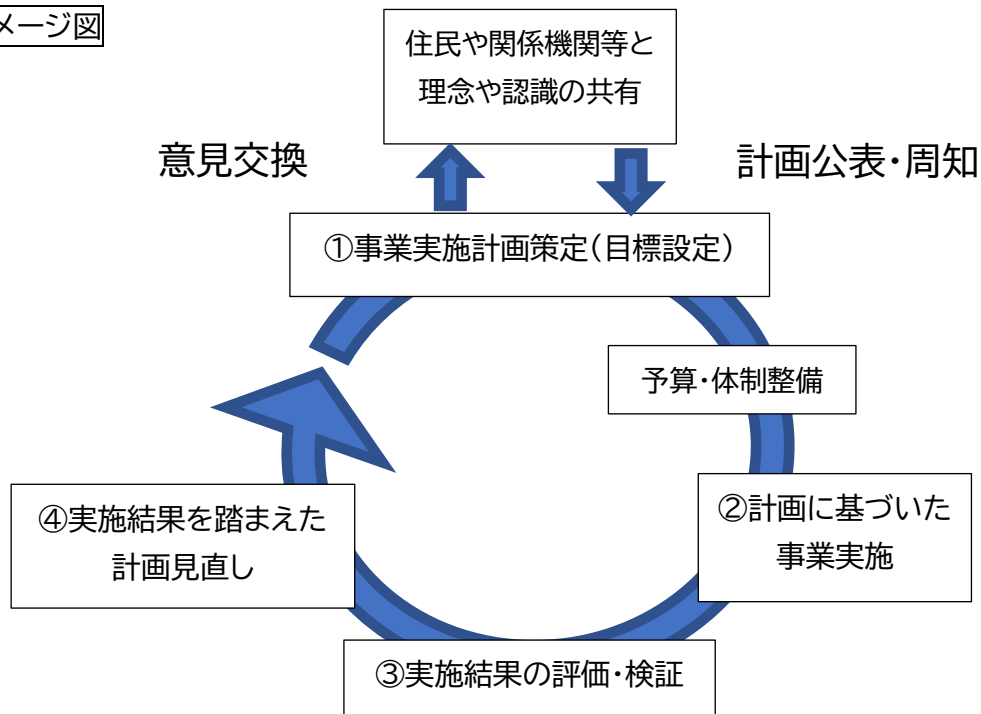
#### ③事業実施結果の評価・検証

事業の適正かつ効果的な実施及び円滑な運営の確保のため、毎年度ごとに自己評価を行い、事業の進捗状況の確認をします。評価・検証については、行政関係部局及び支援関係機関等で構成される「小松島市重層的支援体制整備事業推進会議」で実施します。

#### ④実施結果等を踏まえた計画見直し

「小松島市重層的支援体制整備事業推進会議」で行った評価・検証を事業計画に反映し改定を行います。

イメージ図



上記のサイクルによる事業計画策定・事業実施・事業評価を行い、事業の適切な実施を確保するため必要とされる内容等の改正を行います。

